

公益財団法人長岡市米百俵財団 企業サポーター制度運用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人長岡市米百俵財団（以下、「本財団」という。）の理念・活動に賛同し、人材育成事業を支援する企業（以下、「企業サポーター」という。）の登録等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(企業サポーター)

第2条 企業サポーターは、次の各号のいずれかの取組を実施する企業とする。

- (1) 本財団に対し、毎年度、年額1万円以上の寄附を行うこと。
- (2) 本財団の人材育成事業で使用する物品又は役務を無償で提供すること。
- (3) タイアップ商品を販売し、その売上金額の一部を本財団に対し寄附すること。

(企業サポーターの登録)

第3条 企業サポーターに登録しようとする企業は、あらかじめ登録申請書を本財団に提出し、その承認を受けなければならない。

(登録の承認)

第4条 本財団は、登録申請書の内容を審査したうえで、登録の可否を決定し、必要な条件を付し承認書を交付する。

(承認の制限)

第5条 本財団は、登録申請の内容が次の各号のいずれかに該当する場合、承認しないものとする。

- (1) 「米百俵の精神」の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。
- (2) 法令、公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (3) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- (4) その他、本財団が登録申請の内容について不相当と認めたとき。

(タイアップ商品の条件)

第6条 第2条第3号に該当するタイアップ商品は、次の各号に該当する商品とする。

- (1) 「米百俵の精神」の普及啓発に寄与するもの。
- (2) 本財団の人材育成事業を応援する旨の文言を明記するもの。
- (3) 本財団に対し、売上金額の一部を寄附することを提案できるもの。

(特典)

第7条 本財団は、企業サポーターに登録した企業が人材育成を応援する企業であることを、自ら運営するホームページなどを通じ告知する。

2 本財団は、前条各号に該当するタイアップ商品を販売する企業サポーターに対し、次の各号に掲げる特典を与えることができる。

- (1) 本財団のロゴマークを使用すること。
- (2) 本財団が提供する「米百俵の群像」の画像を使用すること。

(ロゴマークに関わる権利及び使用上の遵守事項)

第8条 本財団のロゴマークに関する一切の権利は、本財団に帰属する。

2 本財団のロゴマークを使用したタイアップ商品を販売する企業サポーターは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途にのみ使用し、本財団の指示する使用条件に従うこと。
 - (2) 承認を受けた者は、これを第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
 - (3) 承認に係る商品の完成見本を速やかに本財団に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができる。
- (寄附金の使途)

第9条 寄附金は、本財団の寄附金収入とし、本財団が実施する人材育成事業及び本財団の運営に充てるものとする。

(寄附金の返還)

第10条 納付された寄附金は、返還しない。

(登録内容の変更)

第11条 企業サポーターに登録された者が、登録の内容を変更しようとするときは、あらかじめ変更登録申請書を本財団に提出し、その承認を受けなければならない。

(登録の取消し)

第12条 企業サポーターがこの規程及び登録の内容に違反していると本財団が判断したときは、登録を取り消すことができる。

2 タイアップ商品を販売する企業サポーターが前項の規定により登録を取り消された場合は、当該登録に係るタイアップ商品の販売を直ちに中止しなければならない。

(補則)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この規程は、令和元年9月6日から施行する。